

令和2年10月1日

各 位

事 務 連 絡
ひたちなか市総務部管財課長

標準約款の改正について（通知）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）が令和2年10月1日より施行されることに伴い、下記の通り工事請負及び設計等業務委託標準約款を改正します。

記

主な改正点

- （1）改正建設業法において、監理技術者を補佐する者について規定されたため、この者を設置する場合にその氏名を発注者に通知することとした。
- （2）改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においても労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならないこととした。

対象となる約款

建設工事等：工事請負約款、設計等業務委託（コンサル）約款

改正日

令和2年10月1日（契約日が令和2年10月1日以降のものに適用）

以上

〈〈問い合わせ先〉〉

ひたちなか市総務部管財課契約係

TEL 029-273-0111

（内）1225～1227